省　令

○農林水産省令第四十七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月二十六日

農林水産大臣　宮下　一郎

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
別表第２（第２条関係） １～７　（略） ８　各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準 (1)～(4)　（略） (5)　ギ酸 ア～オ　（略） カ　製剤（その５　液状） (ア)　成分規格 本品は、ギ酸製造用原体に、水酸化ナトリウム液（食品添加物の規格（溶状に係る部分を除く。）に適合するものに限る。ただし、「炭酸ナトリウム」の項中「2.0％以下」とあるのは、「3.0％以下」と読み替えるものとする。）を水酸化ナトリウム相当量でギ酸5.4に対して１のモル比で混和した液体である。 含量　本品は、定量するとき、表示量の97～103％に相当するギ酸（CH_2O_2）を含む。 確認試験 ①　本品の水溶液（１→10）のpHは、2.6～3.2である。 ②　ギ酸製造用原体の確認試験②を準用する。 ③　ギ酸製造用原体の確認試験③を準用する。 定量法　ギ酸製剤（その２）の定量法を準用する。 (イ)　保存の方法の基準 ギ酸製造用原体の保存の方法の基準を準用する。 (ウ)　表示の基準 ギ酸製剤（その１）の表示の基準を準用する。 (6)～(163)　（略）	別表第２（第２条関係） １～７　（略） ８　各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準 (1)～(4)　（略） (5)　ギ酸 ア～オ　（略） （新設） (6)～(163)　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。